

高知県重度心身障害児・者歯科診療事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新	旧
<p>第1条～第10条（略）</p> <p>（附則）</p> <p>1 この要綱は平成15年4月1日から施行する。</p> <p>2 この要綱は令和7年5月31日限りその効力を失う。ただし、第6条第3号、第7号から第9号まで、第8条、第9条第3項及び第10条の規定については、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>（附則）</p> <p>この要綱は平成16年4月1日から施行する。</p> <p>（附則）</p> <p>この要綱は平成17年4月1日から施行する。</p> <p>（附則）</p> <p>この要綱は平成18年3月30日から施行する。</p> <p>（附則）</p> <p>この要綱は平成21年4月1日から施行する。</p> <p>（附則）</p> <p>この要綱は平成22年4月1日から施行する。</p> <p>（附則）</p> <p>1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年3月23日から施行する。</p> <p>2 第4条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うこ</p>	<p>第1条～第10条（略）</p> <p>（附則）</p> <p>1 この要綱は平成15年4月1日から施行する。</p> <p>2 この要綱は令和6年5月31日限りその効力を失う。ただし、第6条第3号、第7号から第9号まで、第8条、第9条第3項及び第10条の規定については、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>（附則）</p> <p>この要綱は平成16年4月1日から施行する。</p> <p>（附則）</p> <p>この要綱は平成17年4月1日から施行する。</p> <p>（附則）</p> <p>この要綱は平成18年3月30日から施行する。</p> <p>（附則）</p> <p>この要綱は平成21年4月1日から施行する。</p> <p>（附則）</p> <p>この要綱は平成22年4月1日から施行する。</p> <p>（附則）</p> <p>1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年3月23日から施行する。</p> <p>2 第4条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うこ</p>

とができる。

(附則)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(附則)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年3月23日から施行する。

2 第4条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

(附則)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年3月23日から施行する。

2 第4条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

とができる。

(附則)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(附則)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年3月23日から施行する。

2 第4条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

(附則)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年3月23日から施行する。

2 第4条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

(附則)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年3月23日から施行する。

2 第4条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

(附則)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年3月23日から施行する。

2 第4条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

(附則)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年3月22日から施行する。

2 第4条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

(附則)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年3月23日から施行する。

2 第4条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができ

(附則)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年3月23日から施行する。

2 第4条の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

別表第1(第2条、第3条関係)

事業区分	経理区分	補助対象経費	補助基準額	補助額
重症心身障害児・者 歯科診療事業	人件費	報酬、給料、職員手当、共済費、賞金、報償費等	予算の範囲内において知事が別に定める額	事業区分ごとの補助対象経費(総事業費から診療収入額、寄附金その他の収入額を控除した額)の支出予定額と補助基準額とを比較して少ない方の額(1,000円未満の端数は、切り捨てる。)を合算した額
	医療費	医薬材料費、医療機器経費、医療機器購入費等		
	旅費	事務局旅費、医師旅費、歯科衛生士旅費、研究会講師旅費等		
	需用費	印刷製本費、消耗品費等		
	役務費	通信運搬費等		
	委託料	機器保守委託料等		
	使用賃借料	機器リース料等		
幅多地域重症心身障害児・者 歯科診療事業	人件費	報酬、給料、職員手当、共済費、賞金、報償費等		
	医療費	医薬材料費、外注技工料、医療機器経費、医療機器購入費等		
	旅費	事務局旅費、医師旅費、歯科衛生士旅費、研究会講師旅費等		
	需用費	印刷製本費、消耗品費等		
	役務費	通信運搬費等		
	委託料	機器保守委託料等		

別表第1(第2条、第3条関係)

事業区分	経理区分	補助対象経費	補助基準額	補助額
重症心身障害児・者 歯科診療事業	人件費	報酬、給料、職員手当、共済費、賞金、報償費等	予算の範囲内において知事が別に定める額	事業区分ごとの補助対象経費(総事業費から診療収入額、寄附金その他の収入額を控除した額)の支出予定額と補助基準額とを比較して少ない方の額(1,000円未満の端数は、切り捨てる。)を合算した額
	医療費	医薬材料費、医療機器経費、医療機器購入費等		
	旅費	事務局旅費、医師旅費、歯科衛生士旅費、研究会講師旅費等		
	需用費	印刷製本費、消耗品費等		
	役務費	通信運搬費等		
	委託料	機器保守委託料等		
	使用賃借料	機器リース料等		
幅多地域重症心身障害児・者 歯科診療事業	人件費	報酬、給料、職員手当、共済費、賞金、報償費等		
	医療費	医薬材料費、外注技工料、医療機器経費、医療機器購入費等		
	旅費	事務局旅費、医師旅費、歯科衛生士旅費、研究会講師旅費等		
	需用費	印刷製本費、消耗品費等		
	委託料	機器保守委託料等		
歯科保健センター 全身口腔診療 体制整備事業	備品購入費等	全身口腔診療に必要な消耗品及び備品の購入		

(別紙1)

重度心身障害児・者歯科診療事業所要額調書

事業実施主体: _____

事業区分名	総事業費 A 円	診療収入額 寄附金その 他の収入額 B 円	補助対象経費 (A-B) C 円	対象経費の 支出予定額 D 円	補助基準額 E 円	遡定額 (D又はE) F 円	県補助所要額 円
合計							

(注) 変更(中止・廃止)承認申請時は変更(中止・廃止)前の金額を上段に括弧書きで記入してください。

(別紙1)

重度心身障害児・者歯科診療事業所要額調書

事業実施主体: _____

事業区分名	総事業費 A 円	診療収入額 寄附金その 他の収入額 B 円	補助対象経費 (A-B) C 円	対象経費の 支出予定額 D 円	補助基準額 E 円	遡定額 (D又はE) F 円	県補助所要額 円
合計							

(注) 変更(中止・廃止)承認申請時は変更(中止・廃止)前の金額を上段に括弧書きで記入してください。

(別紙2)

事業計画書

事業区分名		
事業実施期間		
事業の内容		
事業実施方法		
事業費内訳	人件費	
	医療費	
	旅費	
	需用費	
	役員費	
	委託料	
使用料及び賃借料		
計		
合計		

(注)実施機関の組織等が分かるものを添えてください。

(別紙2)

事業計画書

事業区分名		
事業実施期間		
事業の内容		
事業実施方法		
事業費内訳	人件費	
	医療費	
	旅費	
	需用費	
	役員費	
	委託料	
	使用料及び賃借料	
	備品購入費	
計		
合計		

(注)実施機関の組織等が分かるものを添えてください。

(別紙5)

事業実績書 (その1)

事業区分名			
事業実施期間			
事業の内容			
事業実施方法			
事業費内訳	人件費		
	医療費		
	旅費		
	需用費		
	役務費		
	委託料		
使用料及び賃借料			
計			
合計			

(注)「事業実施内容」については、実績を具体的に記入してください。

(別紙5)

事業実績書 (その1)

事業区分名			
事業実施期間			
事業の内容			
事業実施方法			
事業費内訳	人件費		
	医療費		
	旅費		
	需用費		
	役務費		
	委託料		
	使用料及び賃借料		
	備品購入費		
計			
合計			

(注)「事業実施内容」については、実績を具体的に記入してください。